

令和 8 年度 常総市不妊治療費助成事業

【対象となる方】 1.または2.に該当する方(共通要件を満たす方に限ります)

1.公的医療保険適用の生殖補助医療と併せて先進医療を受けた夫婦

2.妻の初回治療年齢が40歳から43歳未満で4回目以降の保険適用外の生殖補助医療を受けた夫婦

<共通要件>

①令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日までに治療を終え、かつ治療終了日から1年以内の夫婦

②1 回の治療の初日から申請日までの間、夫または妻のいずれかが県内に住所を有し、申請日において夫または妻のいずれかが常総市に住所を有している方

③治療期間の初日における妻の年齢が 43 歳未満である夫婦(婚姻届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある夫婦を含む)

④世帯員全てが市税等の滞納がない方

※治療開始してから転入した方について

県内からの転入者については、申請日に常総市に住所がある場合(夫婦の両方または片方)は対象となりますが、県外からの転入者については治療途中のものについては対象外となります。

【1.の対象者について助成対象となる先進医療】

厚生労働省に届出を行っているまたは承認されている保険医療機関※で行われた先進医療

- ・子宮内膜刺激術(SEET 法)
- ・タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養
- ・子宮内膜擦過術(子宮内膜スクラッチ)
- ・ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術(PICSI)
- ・子宮内膜受容能検査1(ERA)
- ・子宮内膜受容能検査 2(ERPeak)
- ・子宮内細菌叢検査1(EMMA/ALICE)
- ・子宮内細菌叢検査2(子宮内フローラ検査)
- ・強拡大顕微鏡を用いた形態学的精子選択術(IMSI)
- ・二段階胚移植術
- ・タクロリムス投与療法
- ・膜構造を用いた生理学的精子選択術
- ・着床前胚異数性検査(PGT-A)

医療保険適用の生殖補助医療と組み合わせず、単独で行った先進医療は助成対象外です。

※厚生労働省ホームページより

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kan02.html>



【申請額】

<1.の対象者の場合>

1 回の治療※につき、上限 4 万円

(回数は保険診療の回数に準じる)

保険診療に組み合わせて実施した「先進医療」にかかる費用についての助成です。

<2.の対象者の場合>

1 回の治療※につき、上限10万円(2回まで)

初回治療開始日の妻の年齢が40歳から43歳未満で保険適用回数が上限3回に達した方の4回目以降の保険適用外の生殖補助医療にかかる費用についての助成です。

※「1 回の治療」とは・・・

医師が当該採卵にかかる治療計画を作成した日～妊娠判定日(または医師が治療終了と判断した日。)

【申請方法】

必要書類を持参の上、保健推進課へ申請してください。

<持ち物>

- ・不妊治療受診等証明書
- ・常総市不妊治療費助成金交付申請書兼請求書
- ・領収書及び明細書
- ・本人確認のできるもの
- ・外国籍の方は在留カード
- ・夫婦の一方が市外に住居登録のある場合
- ①住民票(市外の方) ②夫婦各々の戸籍謄本
- ・事実婚の方の場合
- ①事実婚関係に関する申立書
- ②それぞれの戸籍謄本

いずれかが市外の方の場合はその方の住民票も必要です。

※申請期限は、治療終了日から 1 年以内ですが、なるべく早めに申請してください。

※申請に必要な様式は、市のホームページからダウンロードできます。